資料１

丸子まちづくり事業活動費支給要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上田市自治基本条例（平成２３年条例第１号。以下「条例」という。）第４条の基本理念に掲げる地域内分権による地域の自治の推進を図るために、第２条に規定する団体が地域の課題解決や活性化等に向けて自主的・自立的に取り組む事業に対して、予算の範囲内で活動費を支給するものとし、その支給に関して必要事項を定めるものとする。

（支給対象組織）

第２条 活動費の支給の対象となる組織は、丸子まちづくり会議の構成団体とする。

（対象事業）

第３条　活動費の対象となる事業は、丸子まちづくり計画のテーマ及び事業分野に沿った事業で、自治会又は各種団体が地域課題の解決や地域の活性化に資するため、自主的・主体的に取り組む継続性のあるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、活動費の対象としない。

(1)　政治、イデオロギー、宗教などを目的とする事業
(2)　主に特定の団体及び個人の利益を追求するための事業
(3)　他の制度による補助実績または見込みのある事業
(4)　実質的に終了した事業
(5)　備品の購入にとどまると判断される事業
(6)　実施に際し、関係者の合意形成（理解）が得られないと想定される事業
(7)　単年度の取組にとどまるなど、明らかに継続性が薄いと判断される事業
(8)　団体の通常活動（例年行っている事業）を行うための財源振替事業と判断される企画
(9)　その他会長が適当でないと認める事業

（対象経費及び支給額）

第４条 活動費の支給の対象となる経費及び支給額は、次のとおりとする。

対象経費	活動費対象事業の実施に要する経費のうち、会長が適当と認めたもの
支給限度額	年間１０万円（複数自治会が連携して行う事業又は単独自治会が丸子まちづくり会議の部会若しくは構成団体である各種団体と連携して行う事業にあっては、３０万円）
支給率	活動費対象経費の１０／１０以内
支給期間	２年以内

備考

1　次に掲げる経費は対象経費としない。

(1)　事業に直接関係のない報酬、報償費（謝礼等）、賃金、手当等

(2)　役員の親睦・交流を目的とした食糧費（無料配布、販売の原材料費を含む。ただし、会議時等のお茶代は除く。）や慶弔費

(3)　事業に直接関係のない他団体等への負担金・補助金・助成金

(4)　他の補助事業における地元負担金など個人負担の肩代わりにつながる経費

(5)　審査時点の申請内容から逸脱した経費、予算消化のための備品等購入経費

(6)　不動産の取得費

(7)　行事参加者への記念品（商品券、乗車券、入場券等）

(8)　消費税を除く公租公課等

(9)　以下に掲げる備品

ア　個人の所有になると判断される備品

イ　企画した事業 1 回（数回も同様）限りの実施のために購入し、その後個人や団体の所有物に転用するような備品

ウ　レンタルが合理的と判断される備品

エ　団体で通常使用していた物品の修理や更新に伴う購入そのものが主目的と判断される備品

(10)　その他会長が適当でないと認める経費

（活動費の選考申込）

第５条 活動費の支給を受けようとする団体（以下「事業者」という。）は、丸子まちづくり事業選考申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1)　収支予算書（別紙１（別紙様式第１号関係）

(2)　その他会長が必要と認める書類

（活動費の内定）

第６条 会長は、前条の申込書の提出があった場合において、その内容を審査して適当と認めるときは、内定通知書により通知するものとする。

（活動費の支給申請）

第７条 事業者は、活動費の内定通知を受けたときは、会長にまちづくり事業活動費支給申請書（様式第２号）を提出するものとする。

（活動費の支給決定）

第８条 会長は、前条の申請の提出があった場合において、その内容を審査して適当と認めるときは、活動費支給決定通知書（様式第２号関係）により通知するものとする。

（活動費の請求）

第９条 事業者は、活動費の支給決定通知を受けたときは、会長にまちづくり事業活動費（概算払）請求書（様式第３号）により請求するものとする。

（活動費の支給時期）

第 10 条 会長は、前条の活動費の請求があったときは、支給決定額の全額を概算払いする。

（実績報告）

第 11 条 事業者は、事業が完了したときは、丸子まちづくり事業活動費実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（別紙１（別紙様式第４号関係）
(2) 日計帳（別紙２（別紙様式第４号関係）
(3) 事業の内容が確認できる書類、写真、チラシ等
(4) その他会長が必要と認める書類

（活動費の確定）

第 12 条 会長は、前条の報告を受けた場合において、内容を審査して適当と認めるときは、活動費の支給確定をするとともに、丸子まちづくり事業活動費支給確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（活動費の返還）

第 13 条 事業者は、前条により確定を受けた額が、既に概算払いにより支給された額を下回る場合、当該差額分を返還するものとする。

附 則

この要領は、令和８年11月１8日から施行する。